

ファクシミリを受信いたしました。ご連絡いただきありがとうございます。
親戚であっても、私どもの代になって、行き来が少なくなり、父の逝去後は、少しでもわかりやすいようにと、残されていた父宛ての葉書などは念のためにこちらに持ってきております。

西山留太郎様と西山君枝様から山口繁宛への昭和47年～平成2年の葉書が手許に5通あります。

西山家墓所は私が小学校時代から、お盆にはお参りに行っており、その後も、帰省した折にはお参りしていただきましたので、良く存じております。

平成3年に父山口繁が逝去し、金谷町612-7の土地は姉久仁子が、私が西隣の612-1の土地（西山家墓地を含む土地）を相続しました。

西山君枝様が山口家の法事にいらっしゃった折り、私が相続したこの土地の今後の取り扱いについて、分筆した方が良いと思いますのでと申し上げましたところ、曖昧なお答えで、その後はこのお話をする事なく経過していました。

（分筆するには費用負担があるのではと思われてのことだったようです。）

この土地は傾斜地及び法面を抱え、且つ、市道から数メートル上の段にある形状から、宅地にするには適していない現状で、宅地として利用するには市道の道路面まで切り下げなければ難しいため、そのままになっていました。

兄 山口誠は横浜に、私は羽村に住んでおり、今後、子供たちも諫早に住む予定が今のところありません。私にとっては、幼い頃、この西山家墓地の南側土地が道路掘削される前の畑地だった頃は、父が畑作をするのを、遊びながら手伝ったりしておりましたので思い出のある場所です。

西山家墓地には、祖父 傳一や、父 繁と一緒に参りに行っていたので、傳一の土地に西山家の墓地があるという祖父 傳一の気持ちはわかります。

今後、私も没しますので、そのようなことが通じなくなる世代に移ることになりましょう。 まだ、私がやりとりできるうちに連絡を図り相談したいと思っていました。

7月3日、山口家の墓地（金谷町管理墓地内）は閉眼供養をいたしました。墓所の継続について、兄 誠はずっと思い悩んでいたのですが、子供も本人も今後、関東の地で暮らすことになる。又、私 節夫もこちら関東に出ており、子供も諫早の墓を維持できないということでの決断でした。

ここからは、西山様には礼を失し、けしからん話を含むことをお許し下さい。

612-1 の土地（西山家墓地を含む土地）は、私が諫早に戻る可能性があるならば、そのときまで、現状維持でも良かったのですが、その予定がないものですから、売却しようと考えています。相続するにしても、次世代の相続者は売却するのではないかと思います。

売却するには前述のように地面を道路面まで切り下げて、その高さに応じる法面を造ることになります。西山家墓地の面までは5～6メートルの高低差が生じます。高さに応じる法面を要します。

西山家の墓地を、今まで山口の墓地のあった場所に移していただけることが可能であるならば、難しい工夫をしないで整地することができます。

山口傳一の墓所跡地は西山家の墓所から北に100メートル位のところです。東に隣接する墓地は、連光寺下の山口愛助→山口利助→山口学の墓地です。

（山口愛助は山口傳一の妻ナミの父です）

面積は西山家墓所よりやや狭い区画です。

西山様にとっては現在地は切り通しの上段で見晴らしも良く、移動するのにメリットもないことなので、無理なことであろうと思いましたが、土地を売却する方向であること、それをお伝えするとともに、また、西山様のご意見をお聞き致したく、ご連絡を図りたく、書簡を差し上げました次第です。

平成25年7月31日

山口 節夫

西山 紀男 様

追伸 もし、西山家墓地の移動が可能ということになった場合は、移転の作業にかかる費用は基本的には山口の方で負担することにいたします。

相続した諫早の土地については、関東にいる私ども 誠、節夫が現地の諫早に度々行くことができないので、山口傳一の孫の三浦孝道さんに（徳養寺に嫁いだ傳一の二女あさ子の二男の方です）お世話になっています。今度の閉眼供養、遺骨移動についても1日以上付き合っていました。